

# 第16期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## 【事業報告】

- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

株式会社ミライロ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,600千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,100   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所グロース市場への上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図る。
  - (b) 取締役は、会社経営に係る重要事項及び職務の執行状況を取締役会に報告して情報共有を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
  - (c) 取締役会は、取締役会に付議された議案について十分に審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
  - (d) 取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、「内部通報規程」を制定し運用する。
  - (e) 取締役及び使用人の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に関する情報又は文書（電磁的記録も含む）については、「文書管理規程」等に基づき適切に記録、保存及び管理する。
  - (b) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 事業に関する損失の危険、不測の事態に対応すべく「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - (b) リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスクマネジメントの計画、推進、進捗及び課題等の審議・管理を行う。
  - (c) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行が行える体制を確保する。
  - (b) 取締役会の決定に基づく職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を遵守し、適正かつ効率的に職務の執行が行える体制を構築する。
- ⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループは、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を設置する。
  - (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
  - (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行

し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
  - (b) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
  - (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めるここと及び必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席することができる。
  - (b) 監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。
  - (c) 当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る当社グループの内部統制の整備及び運用の体制を構築し、適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正を行うものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除のための体制
  - (a) 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
  - (b) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、組織的に対応するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されております。月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な意思決定を行える体制としております。取締役会は法令・定款で定められた事項、経営方針、事業計画及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、幅広い経験に基づいた的確な経営意思決定に関する助言と社外からの経営監視を行っております。さらに、取締役会にはすべての監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

### ② 監査役の監査体制

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。監査役は、客観的・中立的な立場から取締役の業務職務を監視すべく、監査役3名のうち2名を社外監査役としており、取締役会のほか、社内の重要な会議に出席

し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、監査役は、監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

### ③ リスク管理体制

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることによりリスク発生の防止と、万一リスクが発生した場合でも適切な対応により損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。会社におけるリスク管理の推進のため、四半期ごとに取締役及び監査役から構成されるリスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する報告等を行っております。さらに重大なリスクに繋がると判断した場合は、必要に応じて取締役会に付議することとしております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、内部監査担当者が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

### ④ コンプライアンス管理体制

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守に努めております。経営管理部が主導となり、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）から関係法令等の改廃についての動向、内容及び解釈などの情報を受領することで、定期的に知識をアップデートしております。また、取得した内容については、社内の関連部署へ情報共有し、周知を行っております。

コンプライアンスの推進のため、四半期ごとに取締役及び監査役から構成されるコンプライアンス委員会を開催しております。法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制を構築しており、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

また、組織的または個人的な法令違反・会社規程違反等に関する従業員等からの相談または通報に対する適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るため、「内部通報規程」を制定し、コンプライアンスの強化を図っております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 資本金                 | 株主資本    |         |          |           |         | 新株予約権   | 純資産合計          |  |  |
|---------------------|---------|---------|----------|-----------|---------|---------|----------------|--|--|
|                     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金    |           | 株主資本合計  |         |                |  |  |
|                     | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金合計 |         |         |                |  |  |
| 当期首残高               | 80,050  | 70,050  | 70,050   | 185,641   | 185,641 | 335,741 | 1,285 337,027  |  |  |
| 当期変動額               |         |         |          |           |         |         |                |  |  |
| 新株の発行               | 232,278 | 232,278 | 232,278  |           |         | 464,556 | 464,556        |  |  |
| 当期純利益               |         |         |          | 81,472    | 81,472  | 81,472  | 81,472         |  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |          |           |         |         | △1,134 △1,134  |  |  |
| 当期変動額合計             | 232,278 | 232,278 | 232,278  | 81,472    | 81,472  | 546,029 | △1,134 544,895 |  |  |
| 当期末残高               | 312,328 | 302,328 | 302,328  | 267,114   | 267,114 | 881,771 | 151 881,923    |  |  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具器具備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社開発のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）、社外購入のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① ミライロ>IDソリューション

ミライロ>IDソリューションについては、「ミライロ>ID」による障害者に対するサービス提供や、「ミライロ>ID」や専門人材を活用したソリューションやコンサルティングを提供しております。

「ミライロ>ID」による障害者に対するサービス提供では、主に「ミライロ>ID」にて広告配信やクーポン配信等のサービス提供を行っており、当該広告やクーポンの配信等の提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して契約期間にわたり収益を認識しております。

「ミライロ>ID」や専門人材を活用したソリューションやコンサルティングでは、主に障害者をモニターとして活用した調査サービス「ミライロ・リサーチ」を行い、障害者にとっての障壁となっている問題点を発見し、解決するためのソリューションの提供を実施しており、当該ソリューションの顧客への提供が完了し、顧客が検収した時点で、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

② ユニバーサルマナー研修及び検定

ユニバーサルマナー研修及び検定については、障害者・高齢者・L G B T Q +等の多様な人との向き合い方をユニバーサルマナーと定義し、障害のある当事者が講師となるユニバーサルマナー研修及び検定を提供しており、当該研修及び検定を顧客に提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

③ コミュニケーションサポート

コミュニケーションサポートについては、聴覚障害者等に向けた情報保障サービス「ミライロ・コネクト」を提供しており、当該情報保障サービスを提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3. 表示方法の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**4. 会計上の見積りに関する注記**

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35,378千円 (純額)

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について繰延税金資産を計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、サービス別の売上見込額です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、経営環境の変化により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**5. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 16,290千円

**6. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高 1,090千円

**7. 株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,020,100株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 202,500株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

##### 2) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### 3) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利の変動状況をモニタリングしており、金利変動による負担増減の早期把握に努めています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|         | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---------|--------------|--------|--------|
| 差入保証金※2 | 12,039       | 11,818 | 220    |
| 資産計     | 12,039       | 11,818 | 220    |
| 長期借入金※3 | 66,026       | 63,201 | 2,824  |
| 負債計     | 66,026       | 63,201 | 2,824  |

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

※3 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 分 | 時価   |          |      |          |
|-------|---|------|----------|------|----------|
|       |   | レベル1 | レベル2     | レベル3 | 合計       |
| 差入保証金 | － | 千円   | 11,818千円 | －千円  | 11,818千円 |
| 資産計   | － |      | 11,818   | －    | 11,818   |
| 長期借入金 | － |      | 63,201   | －    | 63,201   |
| 負債計   | － |      | 63,201   | －    | 63,201   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 税務上の繰越欠損金             | 27,928千円 |
| 資産除去債務                | 247      |
| 未払賞与                  | 4,410    |
| 未払事業税                 | 3,107    |
| 繰延税金資産小計              | 35,693   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金 | △247     |
| 評価性引当金小計              | △247     |
| 繰延税金資産合計              | 35,446   |
| 繰延税金負債                |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △67      |
| 繰延税金負債合計              | △67      |
| 繰延税金資産の純額             | 35,378   |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------|--------------------|-----------|---------------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び<br>主要株主 | 垣内 俊哉          | 被所有<br>直接 27.96%   | 当社代表取締役   | 新株予約権<br>の行使<br>(注) | 32,000       | －  | －            |
| 役員及び<br>主要株主 | 民野 剛郎          | 被所有<br>直接 27.78%   | 当社取締役     | 新株予約権<br>の行使<br>(注) | 32,000       | －  | －            |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 2019年4月8日開催の株主総会決議に基づき発行した第1回新株予約権の権利行使を受けたものであり、取引金額には新株予約権の行使による払込金額を記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、バリアバリュー事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、サービス別及び収益認識の時期別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 当事業年度<br>(自2024年10月1日<br>至2025年9月30日) |
|-----------------------|---------------------------------------|
| サービス別                 |                                       |
| ミライロ IDソリューション        | 276,155                               |
| ユニバーサルマナー研修及び検定       | 364,370                               |
| コミュニケーションサポート         | 191,765                               |
| 顧客との契約から生じる収益         | 832,291                               |
| 外部顧客への売上高             | 832,291                               |
| 収益認識の時期別              |                                       |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 751,495                               |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 80,795                                |
| 顧客との契約から生じる収益         | 832,291                               |
| 外部顧客への売上高             | 832,291                               |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当事業年度  |
|------------|--------|
| 契約負債（期首残高） | 12,357 |
| 契約負債（期末残高） | 14,849 |

契約負債は、主に事業年度末日以降に顧客へ提供する役務提供等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は12,357千円であります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

80円 1銭

### (2) 1株当たり当期純利益

9円15銭

(注) 当社は、2024年11月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。